

3 かほく市準半壊解体補助金

準半壊の被災世帯 *被害の程度が「準半壊」で住家をすべて解体した世帯

【対象となる世帯】 ①・②全てに該当する世帯

- ① 住家の被害が**準半壊**の世帯
- ② ①の住家を**すべて解体**した世帯 (一部解体は対象外)

【補助金額】 千円未満切り捨て

被災住家の取り壊し工事費の **1/2** (最大 100 万円)

取り壊し

準半壊住家

取り壊し

100万円補助
(最大)

申請について

【申請場所】 かほく市役所 1階 防災環境対策課 窓口

(月～金) 午前8時30分から午後5時15分まで (祝日等を除く)

【申請開始】 令和7年9月1日から (令和6年1月1日以降の遡及適用)

【必要な書類】 ①申請書 (受付窓口のほか、高松・七塚サービスセンターに備えてあります。)

- ②罹災証明書の写し
- ③振込先が分かる預金通帳又はキャッシュカードの写し (世帯主の口座)
- ④新築・購入・修繕の内容、支払金額がわかる契約書、見積書、領収書等の写し
- ⑤印鑑
- ⑥本人が確認できる証明書 (運転免許証、マイナンバーカードなど)

上記に加え、申請に応じそれぞれ以下の書類が必要です

1 かほく市創生住まい再建支援金 【申請期限】令和9年3月1日(月)まで

交付決定通知書等の写し (下記①～③の支援制度で、支給済みのもの)

- ①被災者生活再建支援金の加算支援金・②自宅再建利子助成金・③応急修理制度

2 かほく市住まい修理補助金 【申請期限】令和8年3月31日(火)まで

交付決定通知書等の写し ○応急修理制度 (準半壊のみ)

3 かほく市準半壊解体補助金 【申請期限】令和8年3月31日(火)まで

- ①解体したことがわかる書類・②解体前後の写真

【お問い合わせ・申請窓口】

かほく市役所 1階 防災環境対策課 TEL.076-283-7124

令和6年能登半島地震により被災されたみなさまへ

住まい再建補助金のご案内

令和6年能登半島地震により被災されたかほく市内の世帯に対し、被害の程度に応じて住まい再建を支援のご案内です。

【被害の程度】とは

罹災証明書に記載された区分

(全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・準半壊に至らない(一部損壊))



1 かほく市創生住まい再建支援金

(県支援制度「能登創生住まい支援金」に加算)

半壊以上の被災世帯

【申請期限】令和9年3月1日(月)まで

【対象となる世帯】 ①～③全てに該当する世帯

- ① 住家の被害が**半壊以上**の世帯
- ② **市内で**住家を再建した(する)世帯
- ③ 新築、購入、修繕などの工事費が、支援制度の合計額*を超える世帯

*被災者生活再建支援金の加算支援金、自宅再建利子助成金、応急修理制度の合計額

2 かほく市住まい修理補助金

準半壊以下の被災世帯

【申請期限】令和8年3月31日(火)まで

【対象となる世帯】 ①・②全てに該当する世帯

- ① 住家が**準半壊・一部損壊**の被災をした世帯
- ② ①の住家を**主要な部分について50万円以上の修理**をした世帯

3 かほく市準半壊解体補助金

準半壊で住家を解体した世帯

【申請期限】令和8年3月31日(火)まで

【対象となる世帯】 ①・②全てに該当する世帯

- ① 住家の被害が**準半壊**の世帯
- ② ①の住家を**すべて解体**した世帯 (一部解体は対象外)

*上記は、発災日以降に着手または完了した工事について適用になります。(遡及適用)

1 かほく市創生住まい再建支援金

半壊以上の被災世帯

* 県支援制度「能登創生住まい支援金」に加算

【対象となる世帯】 ①～③全てに該当する世帯

- ① 住家の被害が半壊以上の世帯
- ② 市内で住家を再建した(する)世帯
- ③ 新築、購入、修繕などの工事費^{*1}が、支援制度の合計額^{*2}を超える世帯

【給付金額】 千円未満切り捨て

- ① 新築・購入・修繕等の工事費の10%
 - ② 工事費から支援制度の合計額^{*2}を差し引いた額
- ①・②を比較し、低い方の金額を給付

^{*1} 被災宅地等復旧支援事業、住宅耐震化促進事業は工事費には含まれません

^{*2} 被災者生活再建支援金の加算支援金、自宅再建利子助成金、応急修理制度の合計額

新築購入

石川県支援
200万円(上限)

かほく市加算
100万円(上限)

300万円
(合計・最大)

【参考例】 2,000万円で、かほく市内に住家を新築し生活を再建

① 新築・購入等の工事費の10%

① 県支援：2,000万円×10%=200万円(上限200万円)

② 市加算：2,000万円×10%=200万円(上限100万円) → 100万円

①+② 合計300万円

③ 工事費から支援制度の金額を差し引いた額

2,000万円 - 200万円(被災者生活再建加算支援金) - 300万円(再建利子助成金) = 1,500万円

①と③を比較 ① 300万円 < ③ 1,500万円 → 給付金額300万円

修繕

石川県支援
100万円(上限)

かほく市加算
25万円(上限)

125万円
(合計・最大)

【参考例】 1,000万円で、かほく市内で住家を修繕し生活を再建

① 修繕工事費の10%

① 県支援：1,000万円×10%=100万円(上限100万円)

② 市加算：1,000万円×10%=100万円(上限25万円) → 25万円

①+② 合計125万円

③ 工事費から支援制度の金額を差し引いた額

1,000万円 - 100万円(被災者生活再建加算支援金) - 300万円(再建利子助成金) - 70.6万円(応急修理制度) = 529.4万円

①と③を比較 ① 125万円 < ③ 529.4万円 → 給付金額125万円

2 かほく市住まい修理補助金

準半壊以下の被災世帯

【対象となる世帯】 ①・②全てに該当する世帯

- ① 住家が準半壊・一部損壊の被災をした世帯
- ② ①の住家を主要な部分について50万円以上の修理をした世帯

【補助金額】 千円未満切り捨て

準半壊：修理費^{*3}から、応急修理制度分を差し引いた金額の1/5を補助

一部損壊：修理費^{*3}の1/5を補助

^{*3} 被災宅地等復旧支援事業、住宅耐震化促進事業は修理費には含まれません

修理

準半壊

一部損壊

30万円補助
(最大)

【参考例】 100万円で被災住家を修理し生活を再建

準半壊：(100万円 - 34.3万円(応急修理制度分)) × 1/5 = 13.1万円

一部損壊：100万円 × 1/5 = 20万円

【対象となる修理の例】

日常生活に必要で欠くことのできない箇所の修理

(内装や家電製品の修理・交換などは対象外)

○ 外観に関するもの

(壁、玄関、窓、屋根など)の亀裂、剥がれ、歪み等の修理

○ 室内に関するもの

(床板、扉、壁など)のめくれ、反り、腐食、脱落等の修理

○ 設備に関するもの

(キッチン、トイレ、浴槽、給湯器、給排水管など)の破損、故障等の修理

【対象とならない修理の例】

× リフォームや仕様のグレードアップとなるもの

× 内装に関するもの(畳や壁紙のみの補修)

× 家電製品の修理

× 壊れていないトイレの取り替えは不可



洗浄機能の追加などの
グレードアップは不可